

東京地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 法人税等の更正処分及び加算税の賦課決定処分の
取消請求事件

国側当事者・国(西新井税務署長)

令和6年2月21日棄却・控訴

判 決

原告 株式会社A
同代表者代表取締役 甲
同訴訟代理人弁護士 池田 紳
被告 国
同代表者法務大臣 小泉 龍司
処分行政庁 西新井税務署長
今村 宏嗣
同指定代理人 別紙1「指定代理人目録」記載のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 処分行政庁が令和3年7月5日付けで原告に対してした、令和元年7月1日から令和2年6月30日までの事業年度(以下「本件事業年度」という。)の法人税の更正処分(以下「本件法人税更正処分」という。)のうち、所得金額13億0970万6299円を超える部分及び納付すべき税額3億4946万6200円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分(以下「本件法人税賦課決定処分」という。)を取り消す。
- 2 処分行政庁が令和3年7月5日付けで原告に対してした、令和元年7月1日から令和2年6月30日までの課税事業年度(以下「本件課税事業年度」という。)の地方法人税の更正処分(以下「本件地方法人税更正処分」といい、本件法人税更正処分と併せて「本件各更正処分」という。)のうち、課税標準法人税額3億5067万2000円を超える部分及び納付すべき税額1542万9500円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分(以下「本件地方法人税賦課決定処分」といい、本件法人税賦課決定処分と併せて「本件各賦課決定処分」という。また、本件各更正処分と本件各賦課決定処分とを併せて「本件各処分」という。)を取り消す。

第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が原告代表者らに対して支払った本件事業年度の賞与につき、法人税法(ただし、令和2年法律第8号による改正前のもの。以下「法」という。)34条1項2号イ所定の給与(以下「事前確定届出給与」という。)に該当するとして、本件事業年度における原告の

法人税に係る所得の金額の計算上、上記賞与の金額（以下「本件各支給給与額」という。）を損金の額に算入して法人税の確定申告等をしたところ、処分行政庁から、本件各支給給与額は原告が法34条1項2号イ及び法人税法施行令（ただし、令和3年政令第39条による改正前のもの。以下「施行令」という。）69条4項1号に基づいて届け出た金額（以下「本件各届出給与額」という。）と異なることなどから、上記賞与は事前確定届出給与に当たらず、本件各支給給与額は損金の額に算入されないなどとして、本件各処分を受けたため、本件各処分（ただし、本件各更正処分の取消しについては確定申告に係る申告額を超える部分）の取消しを求めた事案である。

2 関係法令の定めは、別紙2「関係法令の定め」記載のとおりである。

3 前提事実（当事者間に争いのない事実及び弁論の全趣旨等により容易に認められる事実）

(1) 原告について

原告は、内国法人であり、本件事業年度当時、甲及び乙（以下「本件各代表者」という。）が原告の代表取締役であった。

(2) 本件各代表者に対する役員給与の支給

ア 令和元年9月30日に開催された原告の定時株主総会（以下「本件株主総会」という。）において、本件各代表者に対し、令和2年6月30日付けで2800万円の賞与をそれぞれ支払うことが決議された（以下「本件決議」という。）。

イ 原告は、令和元年10月16日、処分行政庁に対し、法34条1項2号イ、施行令69条4項1号に基づき、本件決議の内容に関する届出（以下「本件届出」という。）をした。本件届出に係る届出書には、本件各代表者に係る「事前確定届出給与に関する事項」として、「職務執行期間開始の日の属する会計期間」の「今回の届出額」欄に、支給時期を令和2年6月30日と、支給額を2800万円（本件各届出給与額）とそれぞれ記載されており、本件株主総会の議事録が添付されていた。

(3) 本件各代表者に対する役員給与の支給及びこれに関する経理処理

ア 原告は、令和2年6月30日、本件各代表者に対し、「賞与」として、それぞれ2500万円（本件各支給給与額）を支払うとともに（この賞与を以下「本件各支給給与」という。）、本件事業年度に係る総勘定元帳の「役員賞与」勘定に、同日付けで本件各支給給与額をそれぞれ計上した。

イ 原告は、本件事業年度の損益計算書において、本件各支給給与額の合計額（5000万円）を「販売費及び一般管理費」として計上し、当該損益計算書を含む本件事業年度の財務諸表は、令和2年9月30日に開催された原告の定時株主総会において承認された。

ウ なお、原告は、本件各支給給与額が本件各届出給与額と異なることに関して、本件決議の内容を変更する株主総会等の決議をしておらず、かつ、処分行政庁に対し、施行令69条5項所定の変更後の定めの内容に関する届出をしていない。

(4) 本件訴えの提起に至る経緯

ア 原告は、本件事業年度の法人税について、前記(3)の経理処理を前提に、本件各支給給与額の合計額（5000万円）を所得の金額の計算上損金の額に算入して、令和2年8月24日、別表1-1の「確定申告」欄に記載のとおり、法人税の確定申告をし、併せて、別表1-2の「確定申告」欄に記載のとおり、本件課税事業年度の地方法人税の確定申告をした。

イ 処分行政庁は、調査に基づき、本件各支給給与は事前確定届出給与に該当しないとして、別表1-1及び1-2の各「更正処分等」欄に記載のとおり、本件各処分を行った。

ウ 原告は、令和3年10月5日、国税不服審判所長に対し、本件各処分の取消しを求めて審査請求をしたところ、国税不服審判所長は、令和4年6月16日付けで、原告の審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。

エ 原告は、令和4年6月22日、前記ウの裁決に係る裁決書を受領した（弁論の全趣旨）。

オ 原告は、令和4年12月20日、本件訴えを提起した（当裁判所に顕著）。

(5) 課税の根拠及び計算に係る被告の主張

課税の根拠及び計算に係る被告の主張は、後記5【被告の主張】のほか、別紙3「課税の根拠及び適法性に関する被告の主張」のとおりである。原告は、後記4の争点に関する部分を除き、その計算の基礎となる金額及び計算方法について不知又は争う旨主張しているものの、その理由を具体的に主張していない。

4 争点

本件の主たる争点は、本件各支給給与額は損金の額に算入されないとしてされた本件法人税更正処分の適法性であり、より具体的には、本件各支給給与の事前確定届出給与（法34条1項2号）該当性である。

5 争点に関する当事者の主張

【被告の主張】

(1) 役員給与の金額決定の恣意性の排除を図り、もって課税の公平を確保するため法34条が規定された趣旨及び同条1項2号の規定の文理並びに施行令69条4項及び5項の規定の内容に照らすと、実際に支給された役員給与が法令の要件を満たして事前確定届出給与に該当するというためには、当該役員給与の支給が事前確定届出給与に関する届出のとおりにされたものであることを要すると解すべきである。

(2) しかし、本件各支給給与額（2500万円）は、本件各届出給与額（2800万円）と異なり、しかも、本件決議の内容を変更する株主総会等の決議は存在せず、かつ、原告は、処分行政庁に対し、施行令69条5項所定の変更後の定めの内容に関する届出をしていないのであって、本件各支給給与は、事前確定届出給与に関する届出（本件届出）のとおりにされたものということとはできないから、法34条1項2号の要件を満たさず、事前確定届出給与に当たらない。

【原告の主張】

(1) 役員給与は職務執行の対価であり、企業会計上は費用として処理されるのであるから、その額は原則として損金の額に算入されるべきであって、このような原則に反し、会社法等の実体法や企業会計上の原則を実質的な理由なく変容する法34条1項は、憲法29条に違反する疑いがあるため、これを憲法の規定に反しないように解釈適用するためには、法34条1項2号は、納税者である法人が事前確定届出給与に関する届出をすれば、納税者が支給した役員給与が損金性を有することを立証しなくても損金の額に算入して計算することを課税当局が認めるものとするという、手続上の便宜を与えたにすぎないものと解すべきである。

また、事前確定届出給与制度の趣旨が納税者間の課税の公平であるのであれば、課税の公平を害するような実質的な理由がない限り、役員給与は原則として損金に算入されるべきである。

したがって、事前確定届出給与に関する届出がされており、所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて給与が支給されていれば、事前確定届出給与に関する届出書に記載された額と異なる額の役員給与が支給された場合であっても、課税の公平を害するような実質的な理由がない限り、実際に支給された役員給与の額は、同号に基づき、法人税の所得の計算上、損金に算入されると解すべきである。

(2) 原告は、処分行政庁に対して本件届出をしており、本件決議による事前の定めに基づいて、本件各代表者に対して賞与を支払った。

しかも、本件においては、原告の経理部門等における過誤により、本件各届出給与額の一部（合計600万円）が未払になっているだけであり、原告には租税回避の意図はなく、本件各支給給与額を損金に算入したとしても、納税者間の課税の公平は害されない。

したがって、本件各支給給与は、法34条1項2号の要件を満たし、事前確定届出給与に該当する。

第3 当裁判所の判断

1 事前確定届出給与制度の趣旨等

(1) 役員給与は、企業会計上は費用とされるが（乙13）、法人と役員との関係に鑑みると、役員給与の額を無制限に損金の額に算入することとすれば、法人が役員給与の額をほしいままに決定し、法人の所得の金額を殊更に少なくすることにより、法人税の課税を回避するなどの弊害が生ずるおそれがあり、課税の公平を害することから、法は、法22条3項柱書の「別段の定め」である法34条1項において、同項各号のいずれにも該当しないものの額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととしている。

そして、同項2号、施行令69条4項及び施行規則22条の3第1項3号は、事前に支給時期及び支給額が株主総会等において確定的に定められ、所轄税務署長に対して届出（事前確定届出給与に関する届出）がされた給与については、給与の支給額をほしいままに決定し、法人税の課税を回避する弊害がないため、これを損金に算入することを認めたものと解される。

その上で、事前に支給時期及び支給額が株主総会等において確定的に定められ、事前確定届出給与に関する届出がされたにもかかわらず、届けられた金額と異なる金額の役員給与が支払われた場合に無制限に損金への算入を認めることとすれば、例えば、支給額（施行規則22条の3第1項3号）を高額に定めて事前確定届出給与に関する届出を行うことによりあらかじめ枠取りをしておき、その後、上記のとおり届出をした金額より減額した額を支給するなどして損金の額をほしいままに操作し、法人税の課税を回避するなど、事前確定届出給与制度を設けた趣旨を没却し、課税の公平を害することになりかねない。そこで、施行令69条5項は、法人の財務状況等により、事前に確定及び届出をした額の給与を支給することを相当としない事態が生じた等の一定の事由（臨時改定事由及び業績悪化改定事由）に該当する場合に限り、変更後の定めの内容に関する届出をすることにより、支給額を変更した上で損金に算入することを認め（この場合、変更後の定めの内容に関する届出が事前確定届出給与に関する届出に該当することになる。別紙2の2（2）参照）、さらに、同条4項又は5項所定の届出期限を遵守することができなかったことについてやむを得ない事情があれば、本来の上記届出期限までにその届出があったものとして扱うことを認めている（同条7項）。

このような施行令及び施行規則の定めは、法34条1項2号イの趣旨、事業活動や給与支

給の反復性、課税関係の明確化及び画一的処理等の観点に照らし、同号の委任の範囲内における合理的なものと認められる。

- (2) 以上のような法及び施行令の各規定の趣旨、内容及び文言に照らすと、法34条1項2号の「確定した額の金銭等を交付する旨の定めに基づいて支給する給与」とは、株主総会等の決議において役員給与が確定的に定められ、その決議に基づき、所轄税務署長に対して事前確定届出給与に関する届出がされた場合において、金額を含め、所定の手続に従って届出がされたとおりに支給する給与のみをいうものと解するのが相当である。

したがって、事前確定届出給与に関する届出がされた金額と異なる金額の役員給与が支給されたときは、同号の要件を満たさないのであって、この場合、法人税額の計算上、実際に支給された役員給与の額を損金の額に算入することはできない。

2 検討

本件各支給給与額は本件各届出給与額と異なり、しかも、原告は、施行令69条5項所定の変更後の定めの内容に関する届出をしていないのであるから（前提事実（2）ア、イ、（3）ア、ウ）、本件各支給給与は、法34条1項2号の「確定した額の金銭等を交付する旨の定めに基づいて支給する給与」に当たらない。

したがって、原告の本件事業年度の法人税額の計算上、本件各支給給与額の合計額（5000万円）を損金の額に算入することはできない。

3 原告の主張について

- (1) これに対し、原告は、前記第2の5【原告の主張】のとおり、①役員給与は職務執行の対価であり、企業会計上は費用として処理されるのであるから、その額は原則として損金の額に算入されるべきであって、このような原則に反し、会社法等の実体法や企業会計上の原則を実質的な理由なく変容する法34条1項は、憲法29条に違反する疑いがあるため、これを憲法の規定に反しないように解釈適用するためには、法34条1項2号は、納税者である法人が事前確定届出給与に関する届出をすれば、納税者が支給した役員給与が損金性を有することを立証しなくても損金の額に算入して計算することを課税当局が認めるものとするという、手続上の便宜を与えたにすぎないものと解すべきであるなどとした上で、②事前確定届出給与に関する届出がされており、所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて給与が支給されていれば、事前確定届出給与に関する届出書に記載された額と異なる額の役員給与が支給された場合であっても、課税の公平を害するような実質的な理由がない限り、実際に支給された役員給与の額は、同号に基づき、法人税の所得の計算上、損金に算入されると解すべきであるとして、③本件各支給給与は、法34条1項2号の要件を満たし、事前確定届出給与に該当する旨主張する。

- (2) しかしながら、前記1（1）で説示したところから明らかなおと、内国法人の法人税額の計算上、役員給与を原則として損金に算入すべきであるとか、法34条1項が会社法等の実体法や企業会計上の原則を実質的な理由なく変容するものということとはできないし、同項2号の「確定した額の金銭等を交付する旨の定めに基づいて支給する給与」の意義を前記1のとおり解したからといって、法34条が憲法に違反するともいえないから、上記①の主張は、その前提において理由がない。

また、法34条1項2号、施行令69条4項及び施行規則22条の3第1項3号は、事前に支給時期及び支給額が株主総会等において確定的に定められ、事前確定届出給与に関する

届出がされた給与については、給与の支給額をほしいままに決定し、法人税の課税を回避する弊害がないため、これを損金に算入することを認めたものと解されること、事前確定届出給与に関する届出書に記載された額と異なる額の役員給与が支給された場合に無制限に損金への算入を認めることとすれば、事前確定届出給与制度を設けた趣旨を没却し、課税の公平を害することになりかねないこと、このため、施行令69条5項は、一定の事由に該当する場合に限り、変更後の定めの内容に関する届出をすることにより損金に算入することを認めていること、このような施行令及び施行規則の定めは、法34条1項2号の委任の範囲内における合理的なものと認められることなどからすると、事前確定届出給与に関する届出がされた金額と異なる金額の役員給与が支給されたときは、当該給与は、同号の「確定した額の金銭等を交付する旨の定めに基づいて支給する給与」に当たらず、その額を損金の額に算入することはできないのであって（前記1）、このことは、役員給与を支給する者が租税回避の意図を有していたか否か等にかかわらず、上記②の主張も、理由がない。

したがって、本件各支給給与は事前確定届出給与に該当する旨の上記③の主張も、理由がない。

- (3) なお、原告は、本件各支給給与額と本件各届出給与額の差額（各300万円）については、役員給与の一部が未払の状態にすぎず、実質的には本件各届出給与額の役員給与が支給されたものと認められるべきであるし、仮にそのように認められないとしても、実際に支給された額（本件各支給給与額）については損金に算入されるべきものであるとも主張している。

しかしながら、原告は、本件事業年度に係る総勘定元帳の「役員賞与」勘定に本件各支給給与額を計上し、本件事業年度の損益計算書においても本件各支給給与額の合計額を「販売費及び一般管理費」として計上している一方（前提事実（3）ア、イ）、少なくとも本件各処分時に至るまで、上記差額を「未払賞与」として計上していないのであって（弁論の全趣旨）、原告のこのような会計処理に照らしても、本件各代表者に対する役員給与の一部が未払であるとはにわかに認め難い。

また、仮に、役員給与の一部が未払の状態にすぎないとしても、前記1で説示したとおり、法34条1項2号の要件を満たすとはいえない。

- (4) 原告は、そのほかにもるる主張するが、いずれも合理的な裏付けを欠くか、いわゆる立法論にわたるものであって、採用することができない。

4 本件各処分の適法性について

(1) 本件法人税更正処分について

以上によれば、本件各支給給与は事前確定届出給与に当たらず、また、法34条1項1号又は3号に掲げる給与のいずれにも当たらないから、原告の本件事業年度における法人税の所得の計算上、本件各支給給与額は損金の額に算入されないこととなり、これにより算出した原告の本件事業年度における所得金額及び納付すべき法人税額は、別紙3の1記載のとおりと認められる。そして、これらの所得金額及び法人税額は、本件法人税更正処分における金額（別表1-1における「更正処分等」の項目の「所得金額」欄及び「納付すべき税額」欄記載の各金額）と同一であるから、本件法人税更正処分は、適法である。

(2) 本件地方法人税更正処分について

地方法人税法9条によれば、地方法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額であり（同条1項）、各課税事業年度の課税標準法人税額は、各課税事業年度の基準法人

税額であるところ（同条2項）、前記（1）のとおり、本件法人税更正処分が適法であることからすれば、本件課税事業年度の課税標準法人税額及び納付すべき税額は、別紙3の3記載のとおりと認められる。そして、これらの課税標準法人税額及び納付すべき税額は、本件地方法人税更正処分における金額（別表1-2における「更正処分等」の項目の「課税標準法人税額」の欄及び「納付すべき税額」欄記載の金額）と同一であるから、本件地方法人税更正処分は、適法である。

（3）本件各賦課決定処分について

本件において、通則法65条4項1号の「正当な理由」は認められないところ（その旨の主張立証もない）、本件事業年度の法人税及び本件課税事業年度の地方法人税に係る過少申告加算税の額は、いずれも別紙3の5記載のとおりであり、これは、本件各賦課決定処分における金額（別表1-1における「更正処分等」の項目の「過少申告加算税」欄記載の金額及び別表1-2における「更正処分等」の項目の「過少申告加算税」欄記載の金額）と同一であるから、本件各賦課決定処分は、適法である。

第4 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 篠田 賢治

裁判官 依田 吉人

裁判官 佐々木 健詞

(別紙1)

指定代理人目録

富岡潤、岸岡貴子、中村志緒香、山元智晶、小西勉、今村亮

以上

(別紙2)

関係法令等の定め

1 法の定め

5 (1) 法22条3項は、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、同項1号から3号までに掲げる額とする旨規定し、同項2号には、同項1号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額を規定している。

10 (2) 法34条1項は、内国法人がその役員に対して支給する給与のうち、同項各号に掲げる給与のいずれにも該当しないものの額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない旨規定しており、同項2号は、その役員の職務につき所定の時期に、確定した額の金銭等を交付する旨の定めに基づいて支給する給与で、定期同額給与（同項1号）及び業績連動給与（同項3号）のいずれにも該当しないものであって、イからハまでに掲げる場合に該当する場合にはそれぞれに定める要件を満たすものに限る旨規定している。そして、同号イは、その給与が定期給与を支給しない役員に対して支給する給与（同族会社に該当しない内国法人が支給する給与で金銭によるものに限る。）以外の給与である場合には、政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にその定めの内容に関する届出（以下「事前確定届出給与に関する届出」という。）をしていることを要件として定めている。

2 施行令の定め

25 (1) 施行令69条4項は、法34条1項2号イに規定する届出（事前確定届出給与に関する届出）は、施行令69条4項1号に掲げる日までに、財務省令で定める事項を記載した書類をもってしなければならない旨規定しており、同項1

号は、「株主総会等の決議により法第三十四条第一項第二号の役員の職務につき同号の定めをした場合における当該決議をした日（同日がその職務の執行の開始の日後である場合にあつては、当該開始の日）から一月を経過する日（同日が当該開始の日の属する会計期間開始の日から四月（第一項第一号イ（1）に掲げる法人にあつては五月とし、同号イ（2）に掲げる法人にあつてはその指定に係る月数に三を加えた月数とする。）を経過する日（以下この号において「四月经過日等」という。）後である場合には当該四月经過日等とし、新たに設立した内国法人がその役員のその設立の時に開始する職務につき同条第一項第二号の定めをした場合にはその設立の日以後二月を経過する日とする。）」と規定している。

(2) 施行令69条5項は、法34条1項2号に規定する定めに基づいて支給する給与につき既に施行令69条4項又は5項の規定による届出（以下「直前届出」という。）をしている内国法人が当該直前届出に係る定めの内容を変更する場合において、その変更が同項各号に掲げる事由に基因するものであるとき（同項2号に掲げる事由に基因する変更にあつては、当該定めに基づく給与の支給額を減額させるものであるときに限る。）は、当該変更後の法34条1項2号イに規定する定めの内容に関する届出（この届出も事前確定届出給与に関する届出であるが、上記変更後の届出である旨を特に指すときは、以下「変更後の定めの内容に関する届出」という。）は、施行令69条4項の規定にかかわらず、同条5項各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める日までに、財務省令で定める事項を記載した書類をもってしなければならない旨規定しており、同項1号は「臨時改定事由 当該臨時改定事由が生じた日から一月を経過する日」と、同項2号は「業績悪化改定事由 当該業績悪化改定事由によりその定めの内容の変更に関する株主総会等の決議をした日から一月を経過する日（当該変更前の当該直前届出に係る定めに基づく給与の支給の日（当該決議をした日後最初に到来するものに限る。）が当該一月を経過する日前にある場合には、

当該支給の日の前日)」と規定している。

- (3) 施行令69条7項は、税務署長は、同条4項又は5項で定める届出の期限までに法34条1項2号イの届出（事前確定届出給与に関する届出）がなかった場合においても、その届出がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該期限までにその届出があったものとして同項の規定を適用することができる旨規定している。

3 法人税法施行規則（ただし、令和2年財務省令第56号による改正前のもの。以下「施行規則」という。）の定め

施行規則22条の3第1項は、施行令69条4項の規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする旨規定した上で、施行規則22条の3第1項3号は、「事前確定届出給与の支給時期並びに各支給時期における支給額」等を掲げている。

4 地方法人税法の定め

- (1) 地方法人税法6条は、「基準法人税額」とは、同条各号に定める区分に応じ当該各号に定める金額をいう旨規定した上で、同条1号は、法2条31号に規定する確定申告書を提出すべき内国法人については、当該内国法人の法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額につき、法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（法68条から70条の2までの規定を除く。）により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。）とする旨定めている。
- (2) 地方法人税法9条1項は、地方法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とする旨定めている。
- (3) 地方法人税法9条2項は、各課税事業年度の課税標準法人税額は、各課税事業年度の基準法人税額とする旨定めている。

以上

(別紙3)

課税の根拠及び適法性に関する被告の主張

1 本件法人税更正処分の根拠

原告の本件事業年度の法人税に係る所得金額及び納付すべき税額は、次のとおりである。

(1) 所得金額 (別表2-1・順号③) 13億5970万6299円

上記金額は、後記アの金額に後記イの金額を加算した金額である。

ア 確定申告における所得金額 (別表2-1・順号①)

13億0970万6299円

上記金額は、本件事業年度の法人税の確定申告書に記載された所得金額(乙9・1枚目「1」欄)である。

イ 役員給与の損金不算入額 (別表2-1・順号②) 5000万円

上記金額は、本件各支給給与額の合計額であり、法34条1項の規定により、本件事業年度の法人税の所得の金額の計算上、損金の額に算入されない金額である。

(2) 所得金額に対する法人税額 (別表2-1・順号④)

3億1545万1792円

上記金額は、前記(1)の所得金額 (通則法 (ただし、令和3年法律第11号による改正前のもの) 118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの) に、法66条1項に規定する税率100分の23.2を乗じて計算した金額である。

(3) 法人税額の特別控除額 (別表2-1・順号⑤、別表2-3・順号⑩)

1200万円

上記金額は、後記アの額と後記イの額のうち少ない額であり、原告が本件事業年度において認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をしたことにより、租税特別措置法 (以下「措置法」という。) 42条の12の2第1項の

規定に基づき前記(2)の金額から控除される金額である。

ア 税額控除限度額 (別表 2-3・順号⑧) 1 2 0 0 万円

上記金額は、後記(ア)の額と後記(イ)の額のうち、少ない額である。

5 (ア) 税額控除基準額残額 (別表 2-3・順号⑥) 1 5 8 6 万 1 3 4 4 円

上記金額は、後記 a の金額から後記 b の金額を控除した金額である。

a 税額控除の基準となる額 (別表 2-3・順号③) 2 4 0 0 万円

10 上記金額は、原告が本件事業年度に支出した特定寄附金 (措置法 4 2 条の 1 2 の 2 第 1 項括弧書き) の額 1 億 2 0 0 0 万円に、同項 (ただし、令和 2 年法律第 8 号改正附則 7 8 条の経過措置の適用を受けたもの) 第 1 文に規定する 1 0 0 分の 2 0 の割合を乗じて計算した金額である。

b 住民税額控除額 (別表 2-3・順号⑤) 8 1 3 万 8 6 5 6 円

15 上記金額は、前記(2)の金額に、租税特別措置法施行令 (ただし、令和 2 年政令第 2 0 7 号による改正前のもの) 2 7 条の 1 2 の 2 第 1 項 (ただし、平成 2 8 年政令第 1 5 9 号改正附則 1 5 条 1 項による経過措置の適用を受けたもの) に規定する 1 0 0 分の 2 . 5 8 の割合を乗じて計算した金額である。

(イ) 特定寄附金基準額 (別表 2-3・順号⑦) 1 2 0 0 万円

上記金額は、特定寄附金の額の 1 0 0 分の 1 0 (措置法 4 2 条の 1 2 の 2 第 1 項第 1 文括弧書きに規定する割合) に相当する金額である。

20 イ 当期税額基準額 (別表 2-3・順号⑨) 1 5 7 7 万 2 5 8 9 円

上記金額は、前記(2)の金額の 1 0 0 分の 5 (措置法 4 2 条の 1 2 の 2 第 1 項第 2 文に規定する割合) に相当する金額である。

(4) 課税留保金額 (別表 2-1・順号⑥、別表 2-4・順号⑭)

2 億 9 2 9 7 万 9 2 3 7 円

25 上記金額は、後記アの金額のうち後記イの金額を超える部分の金額であり、法 6 7 条の規定に基づき計算した金額である。

ア 当期留保金額（別表 2-4・順号⑭） 8億3706万9836円

上記金額は、後記(ア)の金額から後記(イ)の金額を控除した金額である。

(ア) 留保所得金額（別表 2-2・順号③「留保」欄、別表 2-4・順号①）

11億9380万2450円

上記金額は、本件事業年度の法人税の確定申告書別表四（乙 9・6 枚目）の「留保 ②」欄の「所得金額又は欠損金額 48」欄に記載された金額と同額である。

(イ) 法人税額等の合計額（別表 2-4・順号⑬）

3億5673万2614円

上記金額は、後記 a から c までの各金額の合計額である。

a 法人税額（別表 2-4・順号⑤） 3億0224万5856円

上記金額は、後記(a)の金額から後記(b)の金額及び後記(c)の金額を減算した金額である。

(a) 所得金額に対する法人税額（別表 2-4・順号②）

3億1545万1792円

上記金額は、前記(2)の金額と同額である。

(b) 法人税額の特別控除額（別表 2-4・順号③） 1200万円

上記金額は、前記(3)の金額と同額である。

(c) 法人税額から控除される所得税の額（別表 2-4・順号④）

120万5936円

上記金額は、後記(7)の金額と同額である。

b 地方法人税額（別表 2-4・順号⑥） 1335万1844円

上記金額は、後記 3(2)アの金額と同額である。

c 住民税額（別表 2-4・順号⑫） 4113万4914円

上記金額は、後記(a)の金額に施行令 139 条の 10（ただし、平成 28 年政令第 146 号による令和元年 10 月 1 日を施行日とする改正前の

もの。以下同じ) 本文に規定する100分の16.3の割合を乗じて計算した金額から、後記(b)の金額を控除した金額である。

(a) 住民税額の計算の基礎となる法人税額 (別表2-4・順号⑦)

3億1545万1792円

上記金額は、前記 a (a) の金額と同額である。

(b) 住民税額から控除される金額 (別表2-4・順号⑩)

1028万3728円

上記金額は、後記 i の金額と後記 ii の金額のうち少ない金額である。

i 特定寄附金の額の合計額に係る控除額 (別表2-4・順号⑨)

2400万円

上記金額は、特定寄附金の額 (前記(3)ア(ア) a 参照) 1億2000万円の100分の20 (施行令139条の10本文に規定する割合) に相当する金額である。

ii 調整地方税額に係る控除額 (別表2-4・順号⑩)

1028万3728円

上記金額は、前記(a)の金額に、施行令139条の10括弧書き (ただし、平成28年政令第146号改正附則10条2項による経過措置の適用を受けたもの) に規定する100分の16.3の割合を乗じて計算した金額に、100分の20 (施行令139条の10括弧書きに規定する割合) を乗じて計算した金額である。

イ 留保控除額 (別表2-4・順号⑳) 5億4409万0599円

上記金額は、後記(ア)又は(イ)の各金額のうち最も多い金額である。

(ア) 所得等基準額 (別表2-4・順号㉑) 5億4409万0599円

上記金額は、後記 a の金額と後記 b の金額の合計額の100分の40 (法67条5項1号に規定する割合) に相当する金額である。

a 所得の金額 (別表2-4・順号㉒) 13億5970万6299円

上記金額は、前記(1)の金額と同額である。

b 受取配当等の益金不算入額 (別表2-4・順号⑯)

52万0200円

上記金額は、法23条の規定により本件事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されなかった金額であり、本件事業年度の法人税の確定申告書別表四(乙9・6枚目)「減算」「受取配当等の益金不算入額14」欄に記載された金額と同額である。

(イ) 定額基準額 (別表2-4・順号⑰) 2000万円

上記金額は、法67条5項2号に規定する額である。

(ウ) 積立金基準額 (別表2-4・順号⑱) 0円

上記金額は、本件事業年度の法人税の確定申告書別表三(一)付表(乙9・5枚目)「積立金基準額7」欄に記載された金額と同額である。

(5) 課税留保金額に対する税額 (別表2-1・順号㉑) 5209万5800円

上記金額は、前記(4)の金額(ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)に、法67条1項に規定する割合(年3000万円以下の金額については100分の10、年3000万円を超え、年1億円以下の金額については100分の15、年1億円を超える金額については100分の20)を乗じて計算した金額の合計額であり、同項の規定に基づき、同法66条1項の規定により計算した法人税額に加算すべき金額である。

(6) 法人税額計 (別表2-1・順号㉒) 3億5554万7592円

上記金額は、前記(2)の金額から前記(3)の金額を控除し、前記(5)の金額を加算した金額である。

(7) 法人税額から控除される所得税の額 (別表2-1・順号㉓)

120万5936円

上記金額は、法人税額から控除される所得税の額(法68条1項)として、

本件事業年度の法人税の確定申告書別表一に記載された金額(乙9・1枚目「17」欄)と同額である。

(8) 納付すべき法人税額(別表2-1・順号⑩) 3億5434万1600円

上記金額は、前記(6)の金額から前記(7)の金額を差し引いた金額(ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。

2 本件法人税更正処分の適法性

原告の本件事業年度の法人税に係る所得金額及び納付すべき法人税額は、それぞれ前記1のとおりであるところ、これらはいずれも本件法人税更正処分における所得金額及び納付すべき法人税額とそれぞれ同額である(甲1・1枚目、「更正又は決定の金額」欄の「1」欄及び「19」欄)から、本件法人税更正処分は、適法である。

3 本件地方法人税更正処分の根拠

原告の本件課税事業年度の地方法人税に係る課税標準法人税額及び納付すべき税額は、次のとおりである。

(1) 課税標準法人税額(別表3・順号⑦) 3億5554万7000円

上記金額は、地方法人税法9条1項に規定する課税標準法人税額であり、後記アの金額に後記イの金額を加算した金額(ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。

ア 所得の金額に対する基準法人税額(別表3・順号③)

3億0345万1792円

上記金額は、後記(ア)の金額と後記(イ)の金額の合計額である。

(イ) 確定申告における所得の金額に対する基準法人税額(別表3・順号①)

2億9185万1792円

上記金額は、本件課税事業年度の地方法人税の確定申告書別表一「基準法人税額」の「所得の金額に対する法人税額 33」欄(乙9・1枚目)

に記載された金額と同額である。

(イ) 所得の金額に対する法人税額の増加額 (別表3・順号②)

1160万円

上記金額は、前記1(2)の金額から同(3)の金額を控除した金額と、前記(ア)の金額の差額であり、所得の金額に対する法人税額の増加額として、前記(ア)の金額に加算すべき金額である。

イ 課税留保金額に対する基準法人税額 (別表3・順号⑥)

5209万5800円

上記金額は、後記(ア)の金額から後記(イ)の金額を減算した金額である。

(ア) 確定申告における課税留保金額に対する基準法人税額 (別表3・順号④)

588.2万0400円

上記金額は、本件課税事業年度の地方法人税の確定申告書別表一「基準法人税額」の「課税留保金額に対する法人税額 34」欄(乙9・1枚目)に記載された金額と同額である。

(イ) 課税留保金額に対する法人税額の減少額 (別表3・順号⑤)

672万4600円

上記金額は、前記1(5)の金額と前記(ア)の金額の差額であり、課税留保金額に対する法人税額の減少額として、前記(ア)の金額から減算すべき金額である。

(2) 課税標準法人税額に対する地方法人税額 (別表3・順号⑩)

1564万4024円

上記金額は、後記アの金額に後記イの金額を加算した金額である。

ア 所得地方法人税額 (別表3・順号⑧)

1335万1844円

上記金額は、前記(1)アの金額(ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)に、地方法人税法(ただし、平成28年法律第15号による改正前のもの。以下、別紙3において、

特に断らない限り同じ。) 10条に規定する税率1.00分の4.4を乗じて計算した金額である。

イ 課税留保金額に係る地方法人税額 (別表3・順号⑨)

229万2180円

上記金額は、前記(1)イの金額 (ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの) に、地方法人税法11条に規定する税率1.00分の4.4を乗じて計算した金額である。

(3) 納付すべき地方法人税額 (別表3・順号⑩) 1564万4000円

上記金額は、前記(2)の金額における100円未満の端数金額を通則法119条1項の規定に基づき切り捨てた後の金額である。

4 本件地方法人税更正処分の適法性

原告の本件課税事業年度の地方法人税に係る課税標準法人税額及び納付すべき税額は、それぞれ前記3のとおりであるところ、これらはいずれも本件地方法人税更正処分における課税標準法人税額及び納付すべき税額とそれぞれ同額である (甲2・1枚目、「更正又は決定の金額」欄の「3」欄及び「13」欄) から、本件地方法人税更正処分は、適法である。

5 本件各賦課決定処分の根拠

前記2及び4のとおり、本件各更正処分はいずれも適法であるところ、原告が本件各更正処分により新たに納付すべき法人税額及び地方法人税額については、その計算の基礎となった事実につき、原告がこれを本件各更正処分前における税額の計算の基礎としていなかったことに、通則法65条4項1号に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

したがって、本件各更正処分に伴って原告に課されるべき過少申告加算税の額は、次の(1)及び(2)のとおりである。

(1) 本件法人税更正処分に伴って原告に賦課されるべき過少申告加算税の額 (本件法人税賦課決定処分の根拠) 48万7000円

上記金額は、本件法人税更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった法人税額487万円（甲1・1枚目、「更正又は決定の金額」欄の「21」欄。ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に、通則法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

- 6 (2) 本件地方法人税更正処分に伴って原告に賦課されるべき過少申告加算税の額
(本件地方法人税賦課決定処分の根拠)

2万1000円

10 上記金額は、本件地方法人税更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった地方法人税額21万円（甲2・1枚目、「更正又は決定の金額」欄の「15」欄。ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に、通則法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

6 本件各賦課決定処分の適法性

15 本件各更正処分に伴って原告に賦課されるべき過少申告加算税の額は、それぞれ前記5(1)及び(2)のとおりであるところ、これらはいずれも、本件各賦課決定処分における過少申告加算税の額（甲1及び甲2、各1枚目の「この通知により納付すべき又は減少（一印）する税額」の「過少申告加算税」欄の金額）と同額であるから、本件各賦課決定処分は、いずれも適法である。

- 20 7 以上のとおり、本件各処分は、いずれも適法である。

以上

別表 1-1

本件事業年度の法人税に係る課税の経緯

(単位：円)

順号	区分	年 月 日	所得金額	納付すべき税額	過少申告税 加算
①	確定申告	法定申告期限内	1,309,706,299	349,466,200	—
②	更正処分等	令和3年7月5日	1,359,706,299	354,341,600	487,000
③	審査請求	令和3年10月5日	更正処分及び加算税賦課決定処分の全部取消し		
④	裁 決	令和4年6月16日	棄却		

別表 1-2

本件課税事業年度の地方法人税に係る課税の経緯

(単位：円)

順号	区分	年 月 日	課税標準額	納付すべき税額	過少申告税 加算
①	確定申告	法定申告期限内	350,672,000	15,429,500	—
②	更正処分等	令和3年7月5日	355,547,000	15,644,000	21,000
③	審査請求	令和3年10月5日	更正処分及び加算税賦課決定処分の全部取消し		
④	裁 決	令和4年6月16日	棄却		

別表 2-1

本件事業年度の法人税に係る所得金額及び納付すべき税額

(単位：円)

項 目 名		順号	金 額
確定申告における所得金額		①	1,309,706,299
加算金額	役員給与の損金不算入額	②	50,000,000
所得金額(①+②)		③	1,359,706,299
所得金額に対する法人税額		④	315,451,792
法人税額の特別控除額(別表2-3順号⑩欄)		⑤	12,000,000
留保金	課税留保金額 (別表2-4順号⑫欄)	⑥	292,979,237
	課税留保金額に対する税額	⑦	52,095,800
法人税額計(④-⑤+⑦)		⑧	355,547,592
法人税額から控除される所得税の額		⑨	1,205,936
納付すべき法人税額 (⑧-⑨)(100円未満の端数金額切捨て)		⑩	354,341,600

別表 2-2

本件事業年度の法人税に係る所得金額の明細

(単位：円)

項 目 名	順号	総 額	処 分	
			留 保	社外流出
確定申告における所得金額	①	1,309,706,299	1,193,802,450	115,903,849
加算金額 役員給与の 損金不算入額	②	50,000,000	0	50,000,000
所得金額(①+②)	③	1,359,706,299	1,193,802,450	165,903,849

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の
法人税額の特別控除額の計算に関する明細

(単位：円)

項 目 名	順号	金 額
調整前法人税額(別表 2-1 順号④と同額)	①	315,451,792
特定寄附金の額の合計額	②	120,000,000
税額控除の基準となる額(②×100分の20)	③	24,000,000
住民税額控除額の計算の基礎となる法人税額(①と同額)	④	315,451,792
住民税額控除額(④×100分の2.58)	⑤	8,138,656
税額控除基準額残額(③-⑤)	⑥	15,861,344
特定寄附金基準額(②×100分の10)	⑦	12,000,000
税額控除限度額(⑥と⑦のうち、少ない額)	⑧	12,000,000
当期税額基準額(①×100分の5)	⑨	15,772,589
法人税額の特別控除額 (⑧、ただし⑧>⑨の場合は、⑧のうち⑨相当額を限度)	⑩	12,000,000

課税留保金額の計算に関する明細

(単位:円)

項 目 名	順号	金 額
留保所得金額(別表2-2順号③「留保」額)	①	1,193,802,450
所得金額に対する法人税額(別表2-1順号④)	②	315,451,792
法人税額の特別控除額(別表2-1順号⑤)	③	12,000,000
法人税額から控除される所得税の額 (別表2-1順号⑥)	④	1,205,936
法人税額(②-③-④)	⑤	302,245,856
地方法人税額(別表3順号⑧)	⑥	13,351,844
住民税額の計算の基礎となる法人税額(②)	⑦	315,451,792
住民税額(⑦×100分の16.3)	⑧	51,418,642
特定寄附金の額の合計額に係る控除額	⑨	24,000,000
調整地方税額に係る控除額(⑧×100分の20)	⑩	10,283,728
住民税額から控除される金額 (⑨又は⑩のいずれか少ない額)	⑪	10,283,728
住民税額(⑧-⑪)	⑫	41,134,914
法人税額等の合計額(⑤+⑥+⑫)	⑬	356,732,614
当期留保金額(①-⑬)	⑭	837,069,836
所得の金額(別表2-1順号③)	⑮	1,359,706,299
受取配当等の益金不算入額	⑯	520,200
所得等基準額((⑮+⑯)×100分の40)	⑰	544,090,599
定額基準額	⑱	20,000,000
積立金基準額	⑲	0
留保控除額(⑰、⑱又は⑲のいずれか多い金額)	⑳	544,090,599
課税留保金額(⑭-⑳)	㉑	292,979,237

本件課税事業年度の地方法人税に係る課税標準法人税額及び納付すべき税額

(単位：円)

項 目 名		順号	金 額
基準法人税額	確定申告における所得の金額に対する基準法人税額	①	291,851,792
	所得の金額に対する法人税額の増加額	②	11,600,000
	所得の金額に対する法人税額(①+②)	③	303,451,792
	確定申告における課税留保金額に対する基準法人税額	④	58,820,400
	課税留保金額に対する法人税額の減少額	⑤	6,724,600
	課税留保金額に対する法人税額 (④-⑤、別表2-1順号⑦)	⑥	52,095,800
課税標準法人税額 (③+⑥)(1000円未満の端数金額切捨て)		⑦	355,547,000
所得地方法人税額 (③)(1000円未満の端数金額切捨て)×100分の4.4)		⑧	13,351,844
課税留保金額に係る地方法人税額 (⑥)(1000円未満の端数金額切捨て)×100分の4.4)		⑨	2,292,180
課税標準法人税額に対する地方法人税額計(⑧+⑨)		⑩	15,644,024
納付すべき地方法人税額計 (⑩、100円未満の端数金額切捨て)		⑪	15,644,000